

入江源太・松嶋隆弘編著「カルテル規制とリニエンシー—課徴金減免制度の考察と活用—」三協法規出版 2014年9月10日刊を読む

カルテル規制とリニエンシー—課徴金減免制度の考察と活用—

1. (1)カルテル違反があったということで、日本企業が、米国司法省(DOJ)等に対して、数百億円単位の罰金の支払いを余儀なくされている。
(2)また、カルテル違反があった企業そのもののみならず、実際にカルテルに関与した日本企業の取締役や幹部従業員などが米国内の刑務所に収監されるという、一昔前では到底信じがたい事態が生じている。
(3)しかも、これらの各リスクは、カルテル違反の対象製品の商流がある限り、その商流のあるそれぞれの国・地域において具現化する可能性がある。
(4)また、近時、犯罪人引渡条約を用いて、カルテル実行者の身柄が米国に引き渡されて米国内で収監されるという事例が現れたことなどから明らかなように、DOJ(米国司法省)等のカルテル違反摘発及びその処罰等の厳罰化傾向は今後もより積極的な方向に推移すると予想される。
2. (1)課徴金減免(リニエンシー)制度を用いることで、上記の各リスクを回避することは可能である。
(2)しかし、リニエンシー制度を、いつ、どのような時に用いるのかについては、様々な要素を複合的に検討して判断を行わなければならない、この問いに対する一義的に明確な答えはないというのが実情である。
(3)しかるに、近時、リニエンシー制度を適切に用いなかったことなどを根拠として取締役の善管注意義務違反を問題とした株主代表訴訟において、我が国の株主代表訴訟としては史上最高額の5億2000万円を和解金として支払ったという事案が現れた。
(4)一義的に明確な答えがない問いに対する回答に誤りがあったとして株主代表訴訟が提起され、その結果、高額の和解金の支払いを余儀なくされた事案が現れたということは、今後のリニエンシー制度の運用についても大きな影響を与えることになろう。
3. (1)また、企業は、これらの法的リスクだけではなく、カルテル違反の事実が報道された結果、行政機関の競争入札資格停止処分が課せられたり、クライアントからの信用を失うというリスクがあるほか、報道がされたということ自体がレピュテーションリスクを生じさせることとなる。
(2)これらの事実上のリスクは、企業の存続にとっての死活問題となりかねないものとなり得る。
4. (1)これらに加え、カルテル違反の調査は、場合によっては、数年単位の期間で行われることもある。

- (2)カルテル違反の調査対象会社は、当局の調査に対応するため、弁護士費用や証拠保全等に必要業者への費用が莫大なものとなりかねない。
- (3)当局の調査の対象となった個人(前記のように企業のいわばキーパーソンに当たる人物であることが多いことに留意すべきである)は、当局からの事情聴取及びそのための準備に多くの時間を費やすこととなるばかりか、これらの個人が海外出張をすることにも事実上の困難を伴う。
- (4)当局の調査に対応する法務部門等の従業員が費やす時間も膨大なものとなる可能性がある。
5. (1)本書は、いわば混迷状態にあり、かつ、会社の存続の基盤を左右しかねない法的及び事実上のリスクが存するカルテルとリニエンシー制度に関する諸問題について、何らかの指針を示すことを主な目的としている。
- (2)何らかの指針を示すことを目的とした結果、従来にない大胆な記述がなされた箇所もある。
- (3)また、その結果、今後、新たな議論が生じる可能性のある箇所もあると思われるが、本書の目的上、このようなことは非常に歓迎すべきことであり、その後、議論を更に深化させていきたいと考えている。
6. (1)本書では、カルテル及びリニエンシー制度を視覚的に理解するために、図や表を積極的に用いた。
- (2)また、カルテルやリニエンシー制度の記述のみならず、カルテルを防止するために必須ともいえる企業のコンプライアンスシステム構築という項目を設けた。
- (3)これらの試みは、本書を手にとった読者がカルテルやリニエンシー制度に対する正確な知識を得て、企業に生じうるリスクを可能な限り回避することを目的としている。
- (4)これらの試みが成功しているか否かについては、今後、読者からの反応を待ちたいが、これらの試みの是非の如何を問わず、読者の方からの多くの反応があることを切望する次第である。

P.3 ~ 4

<コメント>

リニエンシーとは、事業者にとって高額な負担となる課徴金について、カルテル等の違反行為に関する情報提供を行った事業者に対してその課徴金を減免することにより、違反行為に早期発見と抑止を図るものです。本書は、このリニエンシーの基礎知識をわかりやすくていねいに解説してくれた本として高く評価したい。大切なのは企業のコンプライアンスシステムの構築により、公正な取引を目指すことだ。

— 2016年7月19日(火) 林 明夫記 —